

# 下関市立大学の運営組織等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

改正 平成 20 年 3 月 6 日規程第 11 号  
平成 27 年 3 月 25 日規程第 30 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 学長及び部局長（第 3 条－第 10 条）
- 第 3 章 経営企画会議（第 11 条）
- 第 4 章 教授会、研究科委員会、学科会議及び各種委員会(第 12 条－第 15 条)
- 第 5 章 雑則（第 16 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）及び下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の運営組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 公立大学法人下関市立大学に所属する教員及び事務職員（主として大学の事務を行う職員をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 部局長 第 4 条から第 9 条までに規定する学部長、研究科長、図書館長、地域共創センター長、事務局長及び副学部長をいう。

## 第 2 章 学長及び部局長

### （学長）

第 3 条 学則第 6 条に規定する学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者をもって充てる。

- 2 学長は、定款第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第4条 学則第7条に規定する学部長は、教授をもって充てる。

- 2 学部長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 前項の申出は、定款第19条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の議を経て行う。
- 4 学長は、教育研究審議会の審議の対象となる学部長候補者を決定するにあたり、教授会の意見を聴くものとする。
- 5 学部長は、学長を助け、学部に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(研究科長)

第5条 学則第4条に規定する大学院の研究科（以下「研究科」という。）に研究科長を置き、研究指導教員である教授をもって充てる。

- 2 研究科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 前項の申出は、教育研究審議会の議を経て行う。
- 4 学長は、教育研究審議会の審議の対象となる研究科長候補者を決定するにあたり、研究科委員会の意見を聴くものとする。
- 5 研究科長は、研究科に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(図書館長)

第6条 学則第9条に規定する附属図書館（以下「図書館」という。）に図書館長を置き、教授をもって充てる。

- 2 図書館長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 前項の申出は、教育研究審議会の議を経て行う。
- 4 図書館長は、図書館に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(地域共創センター長)

第7条 学則第9条に規定する附属地域共創センター（以下「地域共創センター」という。）に地域共創センター長を置き、教授をもって充てる。

- 2 地域共創センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 前項の申出は、教育研究審議会の議を経て行う。
- 4 地域共創センター長は、地域共創センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(事務局長)

第8条 学則第10条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に事務局長を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

- 2 事務局長は、事務局に関する業務を掌理し、所属する事務職員を指揮監督する。

(副学部長)

第9条 本学の経済学部副学部長を置き、教授をもって充てる。

- 2 副学部長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 前項の申出は、教育研究審議会の議を経て行う。
- 4 学長は、教育研究審議会の審議の対象となる副学部長候補者を決定するにあたり、教授会の意見を聴くものとする。
- 5 副学部長は、学部長の業務を補佐して学部の業務を掌理し、担当職員を統督する。  
(任期)

第10条 部局長（事務局長を除く。この条において同じ。）の任期は、2年とする。  
ただし、補欠の部局長の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 経営企画会議

(経営企画会議)

- 第11条 公立大学法人下関市立大学及び本学における運営全般を円滑に行うため、経営企画会議を置く。
- 2 経営企画会議は、定款第14条第1項に規定する経営審議会及び教育研究審議会に係る審議事項のうち、本学の全学的課題に係る事項についての企画及び調整を行う。
  - 3 経営企画会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 教授会、研究科委員会、学科会議及び委員会

(教授会)

- 第12条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第13条 研究科に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学科会議)

- 第14条 本学の基礎教育、教養教育及び専門教育に関わる教育研究活動を円滑に行うため、必要な学科会議を置く。
- 2 学科会議に学科主任を置き、教授又は准教授をもって充てる。
  - 3 前2項に定めるもののほか、学科会議及び学科主任に関し必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

- 第15条 本学の教育研究に関し、学長又は部局長の職務を補佐するため、各種委員会を置く。
- 2 各種委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 雑則

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学の運営組織等に関し必要な事項は、別に定める

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本学の設置後最初の部局長（事務局長を除く。）の任命については、第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第3項及び第9条第3項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を要しないものとし、学長の申出に基づき理事長が行う。

附 則（平成20年3月6日規程第11号）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初の地域共創センター長は、この規程による改正前の下関市立大学の運営組織等に関する規程第7条に規定する産業文化研究所長をもって充てるものとし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日規程第30号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。